

市第43号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するに際し、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

令和4年9月6日提出

横浜市長 山中竹春

第1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速1号線
- 4 横浜市道高速2号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第2 変更内容

料金の額及びその徴収期間の一部を次のように改める。

- 1 (2)ウ(ア)及び(イ)を削り、1 (2)ウ中
「通行止めに伴う料金調整」を
「料金調整

(7) 通行止めに伴う料金調整」

に、「以下のように料金調整を行った額を徴収する。」を「A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、A B間の料金距離とC D間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記1 (2)ウを除く。) 又は記2により算出された料金の額を徴収する。」に改め、1 (2)ウに次のように加える。

(イ) 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回^うするため途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

3 (2)を削り、3 (3)中「及び(2)」を削り、3 (3)を3 (2)とする。

4 (1)イ(7)中「自動車は」の次に「、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という

。)に」を加え、「又は当該事務所を設置していない町村」を「若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口」に改め、「、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に」を削り、「場合に限る。」の次に

「 また、上記 a 又は b の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車が E T C システムを使用して無線通信により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。 」

を加え、4 (1)イに次のように加える。

(ウ) 実施期日

会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

4 (1)カ(ア)中「限り、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に」を削り、4 (1)ク中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲」を「貸付料の支払に支障のない範囲内」に改める。

7 を削る。

提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提案する。

参 考**道路整備特別措置法（抜粋）**

（高速道路の新設又は改築）

第 3 条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 6 条の規定、道路法第 12 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項本文、第 17 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 88 条第 2 項の規定又は同法第 16 条第 2 項ただし書若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づき成立した協議（同法第 16 条第 4 項又は第 19 条第 4 項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について 2 以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第 1 項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第 13 条第 1 項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第 7 条第 3 項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 5 項省略）

6 会社は、第 1 項の許可を受けた後、第 2 項第 1 号、第 2 号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第 2 項第 1 号、第 2 号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第 4 号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第 8 項から第 10 項まで省略）

事 計 第 17 号

令 和 4 年 7 月 8 日

横 浜 市

代 表 者 横 浜 市 長 山 中 竹 春 殿

首 都 高 速 道 路 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 前 田 信 弘 (印)

「 都 道 首 都 高 速 1 号 線 等 に 関 する 事 業 」 の 変 更 に つ い て

(同 意 申 請)

標 記 に つ い て 、 道 路 整 備 特 別 措 置 法 (昭 和 31 年 法 律 第 7 号) 第 3 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 「 都 道 首 都 高 速 1 号 線 等 に 関 する 事 業 」 の う ち 、 貴 市 が 道 路 管 理 者 で あ る 高 速 道 路 に つ い て 、 別 添 の と お り 変 更 し た い の で 、 同 条 第 7 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 同 意 を 求 め ま す 。

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

- 3 料金の額及びその徴収期間

別紙— 5 の一部を次のように改める。

- 1 (2) ウ中(ア)及び(イ)を削り、

「通行止めに伴う料金調整」を

「料金調整

(ア) 通行止めに伴う料金調整」に、「以下のように料金調整を行った額を徴収する。」を「A B 間の通行と C D 間の通行を 1 回の通行とみなして、A B 間の料金距離と C D 間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記 1（(2)ウを除く。）又は記 2 により算出された料金の額を徴収する。」に改め、1 (2)ウ(ア)の次に

「(イ) 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止

め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項第 7 号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加える。

3 (2) を削り、3 (3) 中「及び (2)」を削り、(3) を (2) とする。

4 (1) イ(7) 中「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、」を削り、「割引を適用する自動車は、」の次に「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、」を加え、「又は当該事務所を設置していない町村」を「若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口」に改め、「使用する場合に限る。」の次に「また、上記 a 又は b の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引

を適用するものとする。ただし、当該自動車が E T C システムを使用して無線通信により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。」を加え、4 (1) イ(イ)の次に

「(ウ) 実施期日

会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。」を加え、4 (1) カ(ア)中「限り、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に」を削り、4 (1) ク中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲」を「貸付料の支払に支障のない範囲内」に改める。

7 を削る。

位置図

- 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 横浜市道高速1号線
- 横浜市道高速2号線
- 横浜市道高速湾岸線
- 横浜市道高速横浜環状北線
- 横浜市道高速横浜環状北西線

